



山形県公報

平成21年4月28日（火）
第2038号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…553
- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の指定……………（統計企画課）…554
- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の実施……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 農業振興地域の区域の変更……………（経営安定対策課）…555
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（置賜総合支庁農村計画課）…556
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）… 同
- 都市計画の変更……………（都市計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）…557

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定…………… 同
- 山形県指定有形文化財の指定の解除…………… 同

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

- 内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………558

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業経済交流課）…561
- 同……………（ 同 ）…564
- 同……………（ 同 ）…567
- 同……………（ 同 ）…569
- 同……………（ 同 ）…572

## 告 示

### 山形県告示第478号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.80パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年4月10日から適用する。
- 平成21年4月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第479号

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）第2条第3項の規定により、県基幹統計調査を次のとおり指定した。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称             | 調 査 の 目 的                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 山形県社会的移動人口調査   | 県内市町村における移動人口の実態を把握することにより、県民の社会的移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。 |
| 山形県鉱工業生産動態統計調査 | 鉱工業生産の動態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得る。                        |

## 山形県告示第480号

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）に基づく県基幹統計調査を次のとおり実施する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査の名称  
山形県社会的移動人口調査
- 調査の目的  
県内市町村における移動人口の実態を把握することにより、県民の社会的移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。
- 調査対象の範囲  
県内35市町村
- 調査事項  
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票の記載又は削除が行われた者及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票の登録（変更の登録を除く。）、送付、変更の登録（外国人登録原票の送付を受けた場合に限る。）又は閉鎖が行われた者に係る次の事項  
  - 性別に関する事項
  - 年齢別に関する事項
  - 世帯別に関する事項（住民基本台帳法の規定により住民票の記載又は削除が行われた者に限る。）
  - 県内、県外別に関する事項
- 調査期日  
毎月末日現在
- 調査の方法  
調査票を市町村に送付し、自計申告された調査票を調査対象月の翌月の15日まで回収する。

## 山形県告示第481号

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）に基づく県基幹統計調査を次のとおり実施する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査の名称  
山形県鉱工業生産動態統計調査
- 調査の目的  
鉱工業生産の動態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得る。

- 3 調査対象の範囲  
知事が指定する鉱産物及び工業品を生産（加工を含む。）する事業所又は企業で知事が指定するもの
- 4 調査事項  
3の鉱産物及び工業品に係る次の事項
  - (1) 生産高
  - (2) 出荷高
  - (3) 在庫高
  - (4) その他知事が必要と認める事項
- 5 調査期日  
毎月末日現在（これにより難い場合には、当該月の下旬において知事が別に定める日現在）
- 6 調査の方法  
調査票を指定した事業所又は企業に送付し、自計申告された調査票を調査対象月の翌月の15日まで回収する。
- 7 報告義務に関する事項  
知事に指定された事業所又は企業は、山形県統計調査条例第4条の規定によりこの調査を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

**山形県告示第482号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更する地域の名称  
上山農業地域
- 2 変更後の区域  
上市市行政区域のうち次の図に示す区域  
(次の図は省略し、その図書を農林水産部経営安定対策課及び上市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第483号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
二口堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市落合町字落合1087番地
- 3 認可年月日  
平成21年4月15日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第484号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地

村山市大字大久保甲610番地の2

3 認可年月日

平成21年4月16日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

米沢平野土地改良区

2 事務所の所在地

米沢市金池五丁目9番5号

3 認可年月日

平成21年4月17日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年4月28日から同年5月11日まで縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路線名 赤坂真室川線

2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字昭和字昭和1058番から

新庄市大字昭和字昭和202番まで

3 供用開始の期日 平成21年4月28日

#### 山形県告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

**山形県告示第488号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 市街化調整区域から市街化区域へ変わる部分  
上山市金瓶字山ノ上、字湯坂山及び字高谷山、北町字外原並びに弁天二丁目地内
  - (2) 市街化区域から市街化調整区域へ変わる部分  
なし
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

## 教育委員会関係

### 告 示

**山形県教育委員会告示第7号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成21年4月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

| 種 別    | 名 称     | 員 数 | 所 有 者      | 所 有 者 の 住 所  |
|--------|---------|-----|------------|--------------|
| 歴史資料の部 | 羽州川通絵図  | 1 巻 | 山 形 県      | 山形市松波二丁目8番1号 |
| 歴史資料の部 | 松川舟運図屏風 | 1 双 | 財団法人 宮坂考古館 | 米沢市東一丁目2番24号 |

**山形県教育委員会告示第8号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第1項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財の指定を解除した。

平成21年4月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

| 種 別  | 名 称        | 員 数 | 旧 所 有 者 | 旧 所 有 者 の 住 所 |
|------|------------|-----|---------|---------------|
| 工芸の部 | 脇差 銘 長谷部国重 | 1 口 | 個 人     | 米沢市城北         |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定により、平成21年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成21年 4 月28日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

平成 21 年 度 増 殖 数 量 指 示

| 増殖方法 |             | 移 殖 放 流   |           |             |           |           |           |            |                        |                         |                | 人工ふ化放流                 |                        |           | 産 卵 場 造 成 等 |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------------------|-------------------------|----------------|------------------------|------------------------|-----------|-------------|------------|-----|------|-----|----|---------------------------------|-----|------------|-------|------------------------|---------|--|
| 漁協名  | 魚種名<br>免許番号 | あ         | ゆ         | うぐい<br>(はや) | こ         | い         | ふ         | な          | うなぎ                    | かじか                     | さくらます<br>(やまめ) | にじます                   | いわな                    | もくず<br>がに | ひめます        | やつめ<br>うなぎ | いわな | わかさぎ | あ   | ゆ  | うぐい<br>(はや)                     | かじか | やつめ<br>うなぎ | そ の 他 |                        |         |  |
|      |             | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム   | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム  | キロ<br>グラム              | 尾                       | 尾              | 尾                      | 尾                      | 尾         | 尾           | 万粒         | 万粒  | 万粒   | 箇所  | 箇所 | 箇所                              | 箇所  | 箇所         | 箇所    |                        |         |  |
| 両    | 羽           | 内共第1号     |           |             |           |           |           | 30         |                        |                         | 稚魚 12,200      |                        |                        | 1,000     |             | 1,000      |     |      |     |    |                                 |     | 2          |       |                        |         |  |
| 県    | 南           | 内共第2号     | 300       | 30          | 700       |           | 160       | 15         |                        |                         | 稚魚 10,000      | 成魚 10,000              | 稚魚 17,000<br>成魚 5,647  |           |             |            | 3   | 600  |     |    |                                 | 7   | 1          | いわな 2 |                        |         |  |
| 西    | 置           | 賜         | 600       |             |           |           | 100       | 10         |                        |                         | 稚魚 20,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 20,000              |           |             |            |     |      |     |    |                                 | 6   | 8          |       |                        |         |  |
| 最    | 上           | 川         | 内共第4号     | 900         | 100       |           |           | 20         | 10                     | 2                       | 稚魚 23,500      | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000              | 200       |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            | 1     | こい1、さくらます(やまめ) 1       |         |  |
|      |             | 一         | 内共第5号     |             |           |           | 10        | 10         |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|      |             |           | 計         | 900         | 100       |           | 10        | 30         | 10                     | 2                       | 稚魚 23,500      | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000              | 200       |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            | 1     | こい1、さくらます(やまめ) 1       |         |  |
| 最    | 上           | 川         | 内共第6号     | 2,500       |           |           |           | 500        |                        |                         | 稚魚 35,000      | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000               | 400       |             |            |     | 100  |     |    |                                 | 5   | 2          | 5     |                        |         |  |
|      |             | 二         | 内共第7号     |             |           |           | 200       | 150        |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|      |             |           | 内共第8号     |             |           |           | 200       | 150        |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|      |             |           | 計         | 2,500       |           |           | 400       | 800        |                        |                         |                | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000  | 400         |            |     |      | 100 |    |                                 |     | 5          | 2     | 5                      |         |  |
| 丹    | 生           | 川         | 内共第10号    | 1,000       |           |           |           | 20         |                        |                         | 稚魚 10,000      | 稚魚 2,000               | 稚魚 5,000               | 500       |             |            |     |      |     |    |                                 | 7   | 6          |       |                        |         |  |
| 小    | 国           | 川         | 内共第11号    | 3,500       |           |           |           | 50         |                        |                         | 稚魚 65,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 13,000              | 1,000     |             |            |     |      |     |    |                                 | 9   | 7          | 7     |                        |         |  |
|      |             |           | 内共第12号    |             |           |           | 50        | 5          |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|      |             |           | 計         | 3,500       |           |           | 100       | 5          |                        |                         | 稚魚 65,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 13,000              | 1,000     |             |            |     |      |     |    |                                 | 9   | 7          | 7     |                        |         |  |
| 最    | 北           | 中         | 内共第13号    | 800         |           |           |           | 20         |                        |                         | 稚魚 45,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 45,000              | 500       |             |            |     |      |     |    |                                 | 2   | 2          | 2     |                        |         |  |
|      |             | 部         | 内共第14号    |             |           |           |           | 10         |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|      |             |           | 計         | 800         |           |           |           | 30         |                        |                         | 稚魚 45,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 45,000              | 500       |             |            |     |      |     |    |                                 | 2   | 2          | 2     |                        |         |  |
| 最    | 上           | 内共第15号    | 1,700     |             |           |           | 10        | 5          |                        | 稚魚 52,000               |                | 稚魚 20,000              | 3,000                  |           |             |            |     |      | 4   | 11 | 2                               | 2   | いわな 2      |       |                        |         |  |
| 最    | 上           | 川         | 内共第16号    | 250         |           |           | 20        | 5          | 5                      | 稚魚 25,000               |                | 稚魚 10,000              | 1,000                  |           | 360         |            |     |      |     |    |                                 | 4   | 3          |       |                        |         |  |
| 赤    | 川           | 内共第17号    | 30        |             |           |           | 30        |            |                        |                         | 稚魚 11,000      |                        | 稚魚 7,000               | 1,000     |             |            |     |      |     |    |                                 | 2   |            | 2     |                        |         |  |
|      |             | 内共第18号    | 420       |             |           |           | 20        |            |                        |                         | 稚魚 74,000      | 成魚 500                 | 稚魚 46,000              | 2,500     |             |            |     |      |     |    |                                 | 3   | 3          |       |                        |         |  |
|      |             | 内共第19号    |           |             |           |           |           |            |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        |         |  |
|      |             | 計         | 450       |             |           |           | 50        |            |                        |                         | 稚魚 85,000      | 成魚 500                 | 稚魚 53,000              | 3,500     |             |            |     |      |     |    |                                 | 5   | 3          | 2     |                        |         |  |
| 月    | 光           | 川         | 内共第20号    | 30          |           |           |           | 5          |                        |                         | 稚魚 13,000      |                        | 稚魚 13,000              | 2,500     |             |            |     |      |     | 8  | 4                               | 6   | 2          |       |                        |         |  |
| 日    | 向           | 荒         | 内共第21号    | 250         |           |           |           | 10         |                        | 3                       | 稚魚 5,000       |                        | 稚魚 5,000               | 1,000     |             |            |     |      |     | 7  | 2                               | 2   | 2          |       |                        |         |  |
| 山    | 戸           | 内共第22号    | 170       |             |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 5,000       |                        |                        | 800       |             |            |     |      |     |    | 3                               | 5   | 5          | 5     | いわな 5                  |         |  |
| 温    | 海           | 町         | 内共第23号    | 110         |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 3,000       |                        | 稚魚 3,000               |           |             |            |     |      |     |    | 2                               | 2   | 2          | 1     | いわな1、さくらます(やまめ)2、にじます1 |         |  |
|      |             | 内         | 内共第24号    | 70          |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 3,000       |                        | 稚魚 3,000               |           |             |            |     |      |     |    | 2                               | 2   | 2          | 2     | いわな1、にじます1             |         |  |
|      |             | 水         | 内共第25号    | 70          |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 4,000       |                        | 稚魚 4,000               |           |             |            |     |      |     |    | 3                               | 2   | 3          | 1     | いわな2、にじます1             |         |  |
|      |             | 面         | 計         | 250         |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 10,000      |                        | 稚魚 10,000              |           |             |            |     |      |     |    | 7                               | 6   | 7          | 4     | いわな4、さくらます(やまめ)2、にじます3 |         |  |
| 小    | 国           | 町         | 内共第26号    | 900         |           |           |           |            | 10                     |                         | 稚魚 15,000      | 稚魚 5,000               | 稚魚 120,000             |           |             |            |     |      |     |    | 6                               | 6   |            |       |                        |         |  |
| 作    | 谷           | 沢         | 内共第27号    |             |           |           | 300       | 100        | 10                     |                         |                |                        |                        |           |             |            |     | 500  |     |    |                                 |     |            |       | こい1、ふな1                |         |  |
|      |             | 内共第28号    |           |             |           | 120       | 100       |            |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      |     |    |                                 |     |            |       |                        | こい1、ふな1 |  |
|      |             | 計         |           |             |           | 420       | 200       | 10         |                        |                         |                |                        |                        |           |             |            |     |      | 500 |    |                                 |     |            |       |                        | こい2、ふな2 |  |
| 合    | 計           | 13,550    | 130       | 1,550       | 1,550     | 70        | 5         | 稚魚 430,700 | 稚魚 42,500<br>成魚 21,500 | 稚魚 361,000<br>成魚 10,647 | 15,400         |                        |                        | 1,360     | 3           | 1,200      | 29  | 81   | 60  | 32 | いわな13、さくらます(やまめ)3、こい3、にじます3、ふな2 |     |            |       |                        |         |  |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年8月28日まで縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山形北ショッピングセンター  
山形市馬見ヶ崎二丁目12番地19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称              | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|------------------|----------------------|--------|
| イオン株式会社          | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1   | 岡田元也   |
| 株式会社ヤマダヤ         | 愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号   | 山田秀二   |
| 株式会社パレモ          | 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目26番8号 | 石田定正   |
| 株式会社ファイブ・フォックス   | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7    | 上田稔夫   |
| ローラアシュレイジャパン株式会社 | 東京都渋谷区神宮前三丁目35番8号    | 岡田元也   |
| 株式会社ダイドーリミテッド    | 東京都千代田区外神田三丁目1番16号   | 武井勇    |
| 株式会社オンワード樫山      | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号    | 広内武    |
| 株式会社キング          | 京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1 | 山田幸雄   |
| 株式会社ショーエー        | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号     | 斉藤栄三   |
| 株式会社コックス         | 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23    | 浅田真三   |
| 株式会社タカキュー        | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号      | 出口光    |
| 株式会社アメリカ屋        | 宮城県仙台市宮城野区銀杏町37番地5   | 斎藤憲正   |
| 株式会社キムラタン        | 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号  | 木村喜彦   |
| フーセンウサギ株式会社      | 大阪府大阪市西区新町二丁目2番地2    | 渡辺幹男   |



|             |                           |       |
|-------------|---------------------------|-------|
| 株式会社錦       | 京都府京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地1 | 竹内義典  |
| 株式会社さが美     | 東京都港区港南四丁目1番8号            | 石田敏彦  |
| 株式会社ニューステップ | 東京都中央区新川一丁目22番15号         | 早山功一  |
| 株式会社モリタ     | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号           | 盛田良次  |
| 株式会社カバンのフジタ | 山形市十日町一丁目2番27号            | 藤田宏次  |
| 株式会社ニコロポーロ  | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地         | 菅田茂   |
| エステール株式会社   | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号         | 丸山朝   |
| 株式会社新光堂     | 天童市本町一丁目4番39号             | 阿部米位  |
| ジャスフォート株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1        | 本田進   |
| 株式会社三城      | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地         | 加納誠治  |
| 株式会社ブルーグラス  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1        | 野口禎一郎 |
| 株式会社大谷      | 新潟県新潟市弁天二丁目3番18号          | 大谷勝彦  |
| 株式会社ブックバーン  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1        | 柿内宏一  |
| 有限会社グローブ    | 宮城県仙台市泉区向陽台一丁目21番11号      | 菅原博   |
| 株式会社日本一     | 千葉県野田市目吹1965              | 染谷幸雄  |
| 株式会社丹野園茶舗   | 西村山郡河北町大字溝延535番地2         | 丹野慎也  |
| 株式会社杵屋本店    | 上山市弁天二丁目3番1号              | 菅野高志  |
| 有限会社長谷川商店   | 山形市印役町二丁目2番9号             | 長谷川雅巳 |
| 株式会社遠藤書店    | 山形市七日町一丁目2番39号            | 遠藤澄男  |

(変更後)

| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 村井正平   |
| 株式会社ヤマダヤ    | 愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号 | 山田道朗   |
| 株式会社パレモ     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地    | 中本敏幸   |

|                  |                        |       |
|------------------|------------------------|-------|
| 株式会社ファイブフォックス    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号     | 上田稔夫  |
| ローラアシュレイジャパン株式会社 | 東京都渋谷区神宮前三丁目35番8号      | 木村謙一  |
| 株式会社オンワード樫山      | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号      | 水野健太郎 |
| 株式会社キング          | 東京都品川区西五反田二丁目14番9号     | 山田幸雄  |
| 株式会社ショーエー        | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号       | 斎藤栄三  |
| 株式会社コックス         | 東京都江東区新大橋一丁目8番11       | 小柳津進  |
| 株式会社タカキュー        | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号        | 白井一秀  |
| 株式会社アメリカ屋        | 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬10番地の1  | 齋藤憲正  |
| 株式会社錦            | 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番19   | 西尾遼一  |
| 株式会社ニューステップ      | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩田愛一郎 |
| 株式会社カバンのフジタ      | 山形市十日町一丁目2番27号         | 藤田宏次  |
| エステール株式会社        | 東京都新宿区住吉町8番12号         | 丸山朝   |
| 株式会社新光堂          | 天童市南町一丁目1番15号          | 阿部米位  |
| 株式会社三城           | 東京都中央区銀座二丁目7番17号       | 多根弘師  |
| 株式会社ブルーグラス       | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 木村保   |
| 株式会社大谷           | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号 | 大谷勝彦  |
| 株式会社未来屋書店        | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地      | 中山章   |
| 株式会社丹野園茶舗        | 西村山郡河北町大字溝延535番地2      | 丹野慎也  |
| 株式会社杵屋本店         | 上山市弁天二丁目3番12号          | 菅野高志  |
| 株式会社遠藤書店         | 山形市七日町一丁目2番39号         | 遠藤澄男  |
| 株式会社ハニーズ         | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1  | 江尻義久  |
| 株式会社ニューヨーカー      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番5号     | 戸澤かない |
| 株式会社ベリーズ         | 宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目5番11    | 安達耕一  |
| 株式会社チチカカ         | 東京都武蔵野市中町二丁目30番14号     | 木南仁志  |

|                |                    |      |
|----------------|--------------------|------|
| キンバレー株式会社      | 東京都新宿区住吉町8番地12号    | 丸山雅史 |
| 株式会社ベル         | 新庄市沼田町6番16号        | 赤松正文 |
| 株式会社グリーンハウスフーズ | 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号   | 田沼千秋 |
| 株式会社ホットランド     | 群馬県桐生市広沢町四丁目2430番地 | 佐瀬守男 |

## 4 変更年月日

平成20年8月21日

## 5 届出年月日

平成21年3月10日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成21年8月28日まで縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ新東根ショッピングセンター

東根市大字東根甲7420番地5

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称        | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|------------|------------------------|--------|
| イオン株式会社    | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 岡田元也   |
| 株式会社キング    | 京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1   | 山田幸雄   |
| 株式会社ブルーグラス | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 野口禎一郎  |
| 株式会社ハニーズ   | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久   |
| 株式会社モリエ    | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地        | 酒井勝徳   |

|             |                        |           |
|-------------|------------------------|-----------|
| 株式会社ショーエー   | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号       | 斎 藤 栄 三   |
| 有限会社かねほん呉服店 | 尾花沢市大字尾花沢2480          | 渡 会 邦 夫   |
| 株式会社鎌田呉服店   | 宮城県遠田郡涌谷町字本町29         | 鎌 田 康     |
| 株式会社マルタ     | 長野県飯田市座光寺4601番地1       | 宮 下 晃     |
| 株式会社ニューステップ | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 高 田 覚 司   |
| 有限会社ジュエルタイム | 宮城県仙台市泉区市名坂13番地        | 田 中 昌 清   |
| 株式会社新光堂     | 天童市本町一丁目4番39号          | 阿 部 米 位   |
| 株式会社ベル      | 新庄市沼田町6番16号            | 赤 松 正 文   |
| 株式会社萬家      | 村山市楯岡新町一丁目8番20号        | 松 岡 洋 一 郎 |
| ジャスフォート株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地      | 本 田 進     |
| 株式会社阿波屋呉服店  | 東根市大字東根甲643番地          | 柴 田 秀 喜   |
| 磯田園製茶株式会社   | 愛知県渥美郡田原町大字田原字柳町28番地の1 | 磯 田 義 人   |
| 株式会社マックハウス  | 東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号      | 栗 原 勝 利   |
| 株式会社パレモ     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地        | 中 本 敏 幸   |
| 株式会社ブックバーン  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 柿 内 宏 一   |
| 株式会社たけうち    | 兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28     | 竹 内 實     |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 村 井 正 平 |
| 株式会社キング     | 東京都品川区西五反田二丁目14番9     | 山 田 幸 雄 |
| 株式会社ブルーグラス  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 木 村 保   |
| 株式会社ハニーズ    | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1 | 江 尻 義 久 |
| 株式会社ショーエー   | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号      | 斎 藤 栄 三 |
| 有限会社かねほん呉服店 | 尾花沢市中町3番11号           | 渡 會 邦 夫 |

|                 |                    |        |
|-----------------|--------------------|--------|
| 株式会社鎌田呉服店       | 宮城県遠田郡涌谷町字本町29番1号  | 鎌田 康   |
| 株式会社ニューステップ     | 東京都中央区新川一丁目22番地15号 | 岩田 愛一郎 |
| 株式会社新光堂         | 天童市南町一丁目1番15号      | 阿部 米位  |
| 株式会社ベル          | 新庄市沼田町6番16号        | 赤松 正文  |
| 株式会社萬家          | 村山市楯岡新町一丁目8番20号    | 松岡 洋一郎 |
| 株式会社キタムラ        | 高知県高知市本町四丁目1番16号   | 武川 泉   |
| 磯田園製茶株式会社       | 愛知県岡崎市稲熊町二丁目16番1   | 磯田 義人  |
| 株式会社マックハウス      | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号    | 栗原 勝利  |
| 株式会社パレモ         | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地    | 中本 敏幸  |
| 株式会社未来屋書店       | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地  | 中山 章   |
| 株式会社モリエ         | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地    | 酒井 勝徳  |
| 株式会社二葉屋         | 新潟県南魚沼市八幡123番地3    | 五十嵐 榮一 |
| 株式会社オンデーズ       | 東京都豊島区南池袋一丁目16番20号 | 田中 修治  |
| 株式会社タツミヤ        | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指田 努   |
| 株式会社夢や          | 香川県高松市松縄町1004番地1   | 安東 恵美子 |
| アビリティーズジャスコ株式会社 | 宮城県宮城郡利府町利府字新屋田前22 | 縣 厚 伸  |
| 株式会社カバンのフジタ     | 山形市十日町一丁目2番27号     | 藤田 宏次  |

## 4 変更年月日

平成20年8月21日

## 5 届出年月日

平成21年3月10日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成21年8月28日まで縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター

酒田市あきほ町120番1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|----------------|-------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社    | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社      | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |
| 株式会社オートボックスセブン | 東京都港区三田三丁目13番16号        | 佐 野 公 一 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-----------|--------------------|---------|
| イオン株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡 田 元 也 |
| 株式会社やまと   | 東京都新宿区新宿三丁目28番地16号 | 矢 嶋 孝 敏 |
| 株式会社清川屋   | 鶴岡市宝田一丁目4番25号      | 伊 藤 秀 樹 |
| 株式会社ベル    | 新庄市沼田町6番11号        | 赤 松 正 文 |
| 株式会社モリタ   | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号    | 盛 田 良 次 |
| 株式会社三城    | 東京都中央区銀座二丁目7番17号   | 多 根 幹 雄 |
| エステール株式会社 | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  | 丸 山 朝   |
| 有限会社尾川園   | 鶴岡市大東町22番45号       | 尾 川 勝 則 |

|                |                    |       |
|----------------|--------------------|-------|
| 株式会社大谷         | 新潟県新潟市弁天二丁目3番18号   | 大谷勝彦  |
| 株式会社パレモ        | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地    | 中本敏幸  |
| 株式会社森長         | 秋田県秋田市千秋明徳町1番56号   | 森下眞二  |
| 株式会社三貴         | 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号   | 木村和巨  |
| 株式会社道研         | 東根市大字東根甲531番地の2    | 小熊順   |
| 株式会社タツミヤ       | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 曲渕恵美子 |
| 株式会社マツヤエレガンス   | 秋田県秋田市中通二丁目1番23号   | 新開仁   |
| 株式会社マルタ        | 長野県飯田市座光寺4601番地1   | 宮下晃   |
| 株式会社ブルーグラス     | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 木村保   |
| ジャスフオート株式会社    | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地  | 本田進   |
| 株式会社ダイユーエイト    | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  | 浅倉俊一  |
| 株式会社オートボックスセブン | 東京都港区三田三丁目13番16号   | 佐野公一  |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|--------------|------------------------|--------|
| イオンリテール株式会社  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村井正平   |
| 株式会社やまと      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号     | 矢嶋孝敏   |
| 株式会社清川屋      | 鶴岡市宝田一丁目4番25号          | 伊藤秀樹   |
| 株式会社モリタ      | 秋田県秋田市山王三丁目3番9号        | 盛田良次   |
| 株式会社三城       | 東京都中央区銀座二丁目7番17号       | 多根弘師   |
| 株式会社大谷       | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号 | 大谷勝彦   |
| 株式会社パレモ      | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地        | 中本敏幸   |
| 株式会社タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号     | 指田努    |
| 株式会社マツヤエレガンス | 秋田県秋田市中通二丁目1番23号       | 新開仁    |
| 株式会社マルタ      | 長野県飯田市座光寺4601番地1       | 宮下晃    |

|             |                     |         |
|-------------|---------------------|---------|
| 株式会社キタムラ    | 高知県高知市本町四丁目1番16号    | 武 川 泉   |
| 株式会社ダイユーエイト | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地   | 浅 倉 俊 一 |
| 有限会社タキヤ     | 東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5 | 大 瀧 正 博 |
| 株式会社道研      | 東根市本町1番10号          | 小 熊 順   |
| 有限会社佐藤正栄堂   | 鶴岡市本町二丁目2番10号       | 佐 藤 正 廣 |
| 株式会社未来屋書店   | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地   | 中 山 章   |
| 株式会社ベル      | 新庄市沼田町6番16号         | 赤 松 正文  |
| 有限会社尾川園     | 鶴岡市大東町22番45号        | 尾 川 勝 則 |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成18年6月20日  
(2) 2の(2)に掲げる事項 平成20年8月21日

## 4 届出年月日

平成21年2月6日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成21年8月28日まで縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン三川ショッピングセンター  
東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 村 井 正 平 |
| 株式会社コメリ     | 新潟県新潟市米山四丁目1番28号   | 捧 賢 一   |



(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| イオンリテール株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 村 井 正 平 |
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1  | 捧 雄 一 郎 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                     | 住 所                 | 代表者の氏名    |
|-------------------------|---------------------|-----------|
| イ オ ン 株 式 会 社           | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  | 岡 田 元 也   |
| ジャスフォート株式会社             | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地   | 本 田 進     |
| 株式会社ファイブフォックス           | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号  | 上 田 稔 夫   |
| 株式会社オンワード樫山             | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号   | 廣 内 武     |
| イトキン株式会社                | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号 | 辻 村 章 夫   |
| 有限会社佐藤正栄堂               | 鶴岡市本町二丁目2番10号       | 佐 藤 成 一   |
| 株式会社宮脇書店                | 香川県高松市朝日新町2番19号     | 宮 脇 富 子   |
| エステール株式会社               | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号   | 丸 山 朝     |
| 株式会社モリタ                 | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号     | 盛 田 良 次   |
| トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 | 東京都大田区平和島六丁目1番1号    | 吉 超 浩 一 郎 |
| 株式会社つるや                 | 鶴岡市未広町5番8号          | 三 浦 孝 明   |
| 株式会社ニューステップ             | 東京都中央区新川一丁目22番15号   | 高 田 覚 司   |
| 株式会社ニシムラ                | 酒田市中町一丁目9番21号       | 西 村 耕 治   |
| 株式会社ファーストリテイリング         | 山口県山口市佐山717番1       | 柳 井 正     |
| 株式会社東京マキシム              | 東京都文京区白山四丁目30番12号   | 横 田 久 旨   |
| 株式会社夢や                  | 香川県高松市朝日新町17番20号    | 高 杉 弘 美   |
| 株式会社ベル                  | 新庄市沼田町6番16号         | 赤 松 政 文   |
| 株式会社まるしゅう               | 酒田市新橋二丁目4番22        | 阿 部 陽 子   |

|            |                        |       |
|------------|------------------------|-------|
| 株式会社鈴乃屋    | 東京都台東区上野一丁目20番11号      | 小泉清子  |
| 株式会社装研     | 秋田県秋田市寺内字イサノ93番1       | 三戸明   |
| 株式会社タツミヤ   | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号     | 曲渕恵美子 |
| 株式会社エガミ    | 秋田県横手市寿町8番13号          | 江上伸雄  |
| 株式会社ハニーズ   | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久  |
| 株式会社ブルーグラス | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 野口禎一郎 |
| 株式会社コメリ    | 新潟県白根市茨曾根4453番1        | 捧賢一   |

(変更後)

| 名称                      | 住所                  | 代表者の氏名     |
|-------------------------|---------------------|------------|
| イオンリテール株式会社             | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  | 村井正平       |
| 株式会社キタムラ                | 高知県高知市本町四丁目1番16号    | 武川泉        |
| 株式会社ファイブフォックス           | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号  | 上田稔夫       |
| 株式会社オンワード樫山             | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号   | 水野健太郎      |
| イトキン株式会社                | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号 | 辻村章夫       |
| 有限会社佐藤正栄堂               | 鶴岡市本町二丁目2番10号       | 佐藤正廣       |
| 株式会社宮脇書店                | 香川県高松市丸亀町4番地8       | 宮脇富子       |
| エステール株式会社               | 東京都新宿区住吉町8番12号      | 丸山朝        |
| 株式会社モリタ                 | 秋田県秋田市山王三丁目3番9号     | 盛田良次       |
| トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 | 東京都大田区平和島六丁目1番1号    | クリスチャン・トーマ |
| 株式会社つるや                 | 鶴岡市末広町5番8号          | 三浦美智       |
| 株式会社ニューステップ             | 東京都中央区新川一丁目22番15号   | 岩田愛一郎      |
| 株式会社ニシムラ                | 酒田市中町一丁目9番21号       | 西村耕治       |
| 株式会社ファーストリテイリング         | 山口県山口市大字佐山717番地1    | 柳井正        |
| 株式会社夢や                  | 香川県高松市松縄町1004番地1    | 安東恵美子      |

|                                        |                        |       |
|----------------------------------------|------------------------|-------|
| 株式会社ベル                                 | 新庄市沼田町6番16号            | 赤松正文  |
| 株式会社タツミヤ                               | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号     | 指田努   |
| 株式会社エガミ                                | 秋田県横手市寿町8番13号          | 江上伸雄  |
| 株式会社ハニーズ                               | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1  | 江尻義久  |
| 株式会社ブルーグラス                             | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 木村保   |
| 株式会社コメリ                                | 新潟県新潟市南区清水4501番地1      | 捧雄一郎  |
| 株式会社ユナイテッド・フ<br>レグランス・オブ・インター<br>ナショナル | 青森県弘前市城東中央三丁目3番地3      | 稲尾一彦  |
| カトレア株式会社                               | 秋田県秋田市山王沼田町2番地1        | 長谷川利夫 |
| 株式会社大谷                                 | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号 | 大谷勝彦  |
| 株式会社ワールド                               | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1    | 寺井秀藏  |
| 株式会社プラスハート                             | 大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号     | 松尾正司  |

## 3 変更年月日

## (1) 2の(1)に掲げる事項

イ 代表者の氏名に係るもの 平成15年6月27日

ロ 住所に係るもの 平成19年4月1日

## (2) 2の(2)に掲げる事項 平成20年8月21日

## 4 届出年月日

平成21年2月6日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年8月28日まで縦覧に供する。

平成21年4月28日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ清住町店

山形市清住町一丁目1番1号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

## 3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称     | 所 在 地         |
|---------|---------------|
| ヤマザワ城西店 | 山形市清住町一丁目1番1号 |

(変更後)

| 名 称      | 所 在 地         |
|----------|---------------|
| ヤマザワ清住町店 | 山形市清住町一丁目1番1号 |

## 3 変更年月日

平成21年2月20日

## 4 届出年月日

平成21年2月27日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成21年4月28日印刷  
平成21年4月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056